

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/b03/mynumber/gyouseitetsudoku_jourei.html">http://www.pref.tochigi.lg.jp/b03/mynumber/gyouseitetsudoku_jourei.html</a>

執行機関名 栃木県知事

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第六項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものに対する高等学校卒業程度認定に係る試験のための講座の受講に係る給付金の支給に関する事務(以下「ひとり親高等学校卒業程度認定試験給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年栃木県条例第四十六号)別表第一 第二の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第六項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものに対する高等学校卒業程度認定に係る試験のための講座の受講に係る給付金の支給に関する事務(以下「ひとり親高等学校卒業程度認定試験給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第一条	栃木県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図り、もって、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援するため、栃木県が支給するひとり親家庭高卒認定試験合格支援給付金(以下「給付金」という。)について必要な事項を定めるものとする。 また、ひとり親家庭の児童についても、一般世帯に比べ進学率が低い等の課題があることから、本事業による支援を行うこととする。
⑦独自利用事務の関連規範		栃木県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱 栃木県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業事務取扱要領

備考	
----	--